

令和元(2019)年度第2回川崎市民間活用推進委員会 摘録

日 時 令和元年8月1日(木) 午前10時00分～午前12時5分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 安登会長、足立委員、伊藤委員、川崎委員
市 側 伊藤副市長
佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長
織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
宮崎総務企画局都市政策部企画調整課長
蛭川総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
吉永財政局財政部財政課担当課長
後藤財政局資産管理部資産運用課担当課長
藤井市民文化局コミュニティ推進部協働連携推進課長
高木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
多田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
森木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
江上総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

開 会

1 議題

- (1) 民間提案審査部会について
- (2) 第1回川崎市民間活用推進委員会での議論について
- (3) これまでのPPPの振り返りについて
- (4) 「新たな民間活用」の基本的な考え方について
- (5) 川崎市がめざす民間活用の対象範囲等について
- (6) 市内事業者の参加促進等に係る方策について
- (7) 川崎市PPPプラットフォームの取組について
- (8) 本委員会に関連する庁内会議または附属機関について
- (9) 今後の審議の進め方について

2 その他

閉 会

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

おはようございます。それでは定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきます。

私は総務企画局行政改革マネジメント推進室長の佐川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきます。

それでは会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。初めに、本日の委員会でございますが、前回と同様に公開とさせていただいており、市民の皆様の傍聴、それからマスコミの方々の取材につきましては許可とさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

委員会の終了後、議事録を作成いたしますが、委員の皆様にご確認いただいた上で、公開の手続を進めさせていただきますと存じます。

また、保井委員におかれましては、所用により本日欠席とのご連絡をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料でございますが、次第、その下に出席者一覧と座席表のほか、資料1から9まで配付しておりますので、もし不備等がございましたら、お申し出いただきたいと存じます。

それでは、会議開催に当たりまして、伊藤副市長から挨拶を申し上げます。

伊藤副市長

改めまして、おはようございます。先生方には本当にお暑い中、またお忙しい中、この会議にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

年間スケジュールでいいますと、今回の会議は予定されていなかったんですけれども、急遽の開催ということで、ご迷惑をおかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

前回の第1回目の会議では、新たな民間活用の方針の方向性について、熱心なご議論をいただいたわけでございますけれども、本日はその場でご指摘いただいた点等につきまして、後ほど、また私たちの考え方について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

限られた時間でございますけれども、ぜひ関連なご意見等をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

安登会長

お暑い中ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

前回は、川崎市が目指す民間活用の方向性などについて、ご議論いただきましたけれども、今回は、本日は前回の議論を踏まえて、この間の検討状況等について事務局から報告があるものと思っておりますので、自由闊達なご議論をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従って進めてまいりたいと思っております。

まず、議題の(1)ですね。民間提案審査部会について、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、お手元の資料1をお開きいただきたいかと思っております。

こちら、等々力緑地再編整備事業におけるPFI法に基づく民間提案を受けた「民間提案審査部会」の設

置についてでございます。

こちらは、5月の1回目の本委員会でご承認をいただいたときの資料と同じものでございます。こちらについては、ご指名、ご承認いただいた委員のうち、涌井委員のほうから6月21日付で一身上の都合により、退任の申し出があったところでございます。それに伴いまして、1枚おめくりいただいて、2枚目でございます。名簿をおつけしておりますけれども、名簿の2段目にございます島田正文、日本大学生物資源科学部特任教授を、会長と協議をいたしまして、追加でご指名をし、本日、ご承認をお願いしたいと考えております。

なお、島田委員につきましては、平成23年度に策定をしました等々力緑地再編整備実施計画の策定時の委員でもございます。こちらの委員の方へのご指名を会長とご相談をさせていただきましたので、ご承認をお願いしたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から川崎市民間活用推進委員会民間提案審査部会の委員の変更ということで、日本大学の島田先生にお願いするということですが、委員の方からのご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

安登会長

ありがとうございます。

それでは、以後は島田先生に委員として参加していただくことにしたいと思います。

それでは、議事を続けます。次第の1の議題の(2)ですね。第1回川崎市民間活用推進委員会での議論について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料2をごらんください。前回の委員会での主なご意見、ご指摘等についてまとめておりますので、おさらいという意味で触れさせていただきます。

上から現場の意見を踏まえた取り組みについてということで、現場の課題というのを踏まえたほうが具体的な取り組みが見えてくるのではないかというご意見。

それから、二つ目でございますが、PPP+αの考え方でございます。こちら+αの部分がどういったイメージなのか具体的なイメージの部分、それから、今までの部分との境界線が曖昧になっているというご指摘がございました。

続きまして、民間活用の範囲についてでございます。こちらについても、川崎市が目指すPPPについては、どういった事業分野まで含めていくのか、あるいは、範囲を定める必要があるのかというようなご意見をいただいているところでございます。

続きまして、制度等の変化への対応の考え方でございます。こちら、民間活用に関する法制度については、毎年のように変化があるというところで、そういった変化への対応についても考えておいたほうがよいというご指摘がございました。

それから、一番下でございます。プラットフォームにつきましては、プラットフォームはどういったことをする場にするのか、その制度設計をしっかりとしたほうが良いというご意見をいただいております。

裏面に行ってくださいまして、一番上でございます。他の委員会等との関係性についてでございます。この川崎市民間活用推進委員会で決定した事項について、他の審議会等でまた再度決定等が必要なのかどうか、そこら辺の全体像についてお示しいただきたいというご指摘がございました。

それから、一番下でございます。知的財産の取り扱いについてということで、民間が一生懸命考えたアイデアに対する評価を考えるであるとか、あるいは、今後、横展開していく上で管理すべき情報等についての考え方について、議論をしたほうがよいというご指摘がございました。これらにつきましては、一部を除きまして、今回、資料をご用意しております。今回、お示ししないものについては、次回以降、改めてご提示させていただきたいと考えております。

資料2については、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

資料2ですけれども、これは各委員から前回、ご意見いただいた点についてまとめたものでございます。ご自分の意見とか、おっしゃったことでちょっとニュアンスが違うとか、何かそれにつけ加えたいとかがありましたら、この機会に伺いたいと思いますけれども、ごらんになっていかがでしょうか。

よろしいですね。

(はい)

安登会長

ありがとうございました。

資料の説明につきましては、このとおりでいいとっていただきましたので、これに基づいて進めていきたいと思えます。

それでは、お手元の資料の3、次第の1（3）ですね。これまでのPPPの振り返りについて、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

資料3をごらんください。こちらについては、事前のご説明の中ではつけていなかった資料でございますが、PPP、特にその中でもPFIにつきましては、法の施行が平成11年ということで、今年度は約20年がたっているというところでございますので、川崎市の中でこれまで取り組んできたものについて、それがどうだったのか、効果、課題という側面で少し取りまとめたものでございますので、ご紹介させていただきます。

まずPPPの適用実績でございます。まず（1）PFIでございますが、これまでに7件実施してきているというところでございます。いずれもBTO方式で、一部の事業を除き、SPCの構成企業は市外事業者のみで構成という状況でございます。

それから、（2）指定管理者制度でございます。現在、208施設に導入されている状況でございますが、年々増加というところではございますが、下の年度ごとの施設数の経過の下でございますが、道路、河川など指定管理者制度になじまないような施設を除いて、おおむねもう指定管理者制度を導入してきているというところで、残りは市民館、図書館というような限られた施設のみという状況でございます。

それから、その下、協働・連携の観点でございますが、企業、大学等とこれだけの件数について協定を結んできているということで、地域課題解決等の取り組みを行ってきているところでございます。

右上でございます。公有財産の利活用でございますが、貸付、広告、ネーミングライツ、それぞれご覧の件数でございますが、歳入としましては、合計約8億程度の歳入があるというところで、一定の財源確保に

寄与しているような状況がございます。

こちらは事実関係でございますが、その下、2ポツ目、PPPの導入効果例でございます。それぞれの実施した効果がどうだったのかということ、事業ごとに取りまとめております。

まず、(1) PFI事業でございますが、小学校関連の2事業についてでございます。導入効果としましては、柔軟なアイデア、ノウハウにより利便性が向上した、あるいは設計期間、工期の短縮、コスト縮減が図られたというようなご意見がございます。その下、スポーツ関連施設でございますが、こちらも民間のノウハウを生かした運営ということで、利用者数の増、あるいは市民サービスの向上というものが図られているところでございます。一番下、給食センター関連でございます。こちらも性能発注により受注者のノウハウが活用できた。あるいは、調理、配送などの計画が柔軟に変更できるなどの効果が上がっているという声があがっております。

1枚おめくりいただきまして、指定管理者制度でございます。こちらは208施設でございますので、個々にということではございませんが、一つ取り上げてご紹介させていただきます。川崎とどろきアリーナでございますが、こちらは導入効果として、民間の技術的・経営的能力を活用し、利便性が向上した、あるいはサービスが向上したというご意見。それから、市の財政負担の軽減というものが図られているということで、直営時と比べると、約32%の負担軽減というような具体的な数字も出ているところでございます。

その下、(3) 協働・連携につきましても、こちらもかなりいろんな取り組みがございますが、取組効果としましては、人的資源、知的資源、ノウハウなどを相互に活用することにより、市民サービスの向上、地域課題の解決などが図られているというような効果が声としてあがっているところでございます。

それから、一番下、公有財産の利活用でございます。こちらも土地を貸しつけるというようなところにおいては、維持管理費の削減、それから収入の確保が図られる。ネーミングライツなどにおいても維持管理費の充当、あるいは、費用面以外の部分におきましても、地域のにぎわい創出といったような効果が上がっているというところでございます。

右上の点線囲みでございます。効果という表現が適切かどうかというところではあるんですが、指定管理者制度等をこれまで導入してきておりますが、それと反比例するような形で、職員数も削減されてきているところでございます。

効果をまとめております。網かけのところでございますが、PFIにつきましても、工期短縮、コスト削減など、性能発注、包括契約特有の効果が生まれているというところ。指定管理者制度につきましても、市民サービス向上のほか、財政負担の軽減が図られているというところ。協働・連携につきましても、市が直接公費を投入することなく、市民サービスの向上、地域課題の解決などが図られているというところ。最後に、公有財産でございますが、歳入確保のほかに、イベント開催によるにぎわい創出など、そういった効果も生まれているというところでございます。

続きまして、その下、PPPの課題例につきましてもまとめております。まず一つ目のPFI、学校関連でございます。手続面が煩雑であるというふうなご意見。それから、地元企業への発注がなかなか難しい。それから、モニタリングについて基準がない。職員のスキルについて課題があるというようなご意見があがっております。

1枚おめくりいただきまして、スポーツ関連施設でございます。こちらもPFIでございますが、手続についての課題のほか、職員側の業務スキルの維持という課題もあがっております。学校につきましても、着手まで時間がかかるというような手続面での課題。それから、中小企業が主体となって応募することが困難というような課題があがっております。

その下、指定管理者制度でございます。こちらは、指定管理者へのアンケートから抽出したものでございますが、上から老人福祉施設でございますが、新たな事業展開、課題共有のための発注者側との意見交換の

場が必要だというご意見。青少年施設についても同様なものでございますが、指定管理者の職員の声が政策に反映されるような仕組みが必要であるとか、あるいは、コミュニティにつきましては、経営努力をして収支を改善すると指定管理料が削減されるというような課題があるのではないかとご意見。その下、博物館につきましては、民間ならではの発想により、サービス向上を図りたいというところではあるんですが、なかなか発注者との意向との齟齬があるというところで、その能力が十分に発揮できないというご意見がございます。それから、複数施設に共通でございますが、人材育成、地域連携が可能となるような指定管理期間の設定について検討が必要ということで、3年、5年ということであると、なかなか難しいような業務というものもあるというような声があがっております。

それから、その下、協働・連携についてでございます。こちらは、協定の締結が中心になりますが、協定を一度締結して、そのままというような形になっているものもございます。その中で、今後展開していく上で、成果の振り返りを一定程度行って、一定時期で必要に応じて見直しが必要なのではないかというのは、課題認識を所管部署として持っているというところでございます。

それから、その下でございます。公有財産の利活用については、単に貸付、ネーミングライツというような財源の確保ということなので、今後の展開という意味での課題認識として、所管部署としては、さらに情報発信をしていくことで、さらに活用が進むのではないかと認識を持っているところでございます。

右上でございます。その他でございます。庁内でプロジェクト会議を持っておりますので、この中での意見として、上から資産マネジメント、協働連携につきましては、それぞれ考え方の連携が必要であるということ。それから、中小企業の活用につきましては、民間事業者の意向を確認しながら仕組みをつくっていくことが必要であるということ。それから、契約関連につきましては、円滑な設計変更の方法ということについて、考え方の整理が必要ではないかという意見。それから、三つ目のポツですが、作業報酬下限額、後ほど別の資料でご説明させていただきますが、他事業との整合が図られていない部分があるという指摘がございます。それから、モニタリングにつきましても、要求水準、所期の目的と連動するようなものにしていく必要があるであるとか、あるいは、公有財産の利活用、連携なんかにつきましても、モニタリングをする必要があるのかないのか。ルールがないので、それを定めていく必要があるということ。それから、一番下でございます。庁内体制につきましては、専門的なバックアップが必要な場合があるというような意見が上がっております。

下に課題をまとめております。PFIにつきましては、手続面での課題ということが主に上がっておりますので、円滑な事業推進が可能な環境を整えていくということで、新たな方針において、手続をわかりやすく示していくことが必要だと思っております。

2ポツ目でございます。専門性が不足する部署においては、バックアップ体制、職員の業務スキルの向上に向けた検討をしていきたいと考えております。

その下、指定管理者制度でございます。市職員と現場の意思疎通をしっかりと行っていくこと、それから、経営努力を阻害しないような適切な指定管理料、指定管理期間について、今後、研究が必要なのではないかと思っております。

その下、協働・連携でございます。協定については、一定時期で取組の振り返りなどを行って、必要に応じた見直しを検討する必要があると考えております。

公有財産の利活用につきましては、情報発信の強化をしてみたいと考えております。

その他全般としまして、資産マネジメント、協働・連携の取組の考え方との連携が必要。地元企業の参画の環境を整備していくこと。それから、三つ目でございます。円滑な設計変更手法に向けた検討・研究、それから、最後に適切なモニタリングに向けた仕組みの構築、こういったものを今後してまいりたいと考えておりますので、今後新たに策定していく新たな方針の中で、この場でご議論もいただきながら、取り組みを

まとめて今後の展開につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

内容的には盛りだくさんですけれども、それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただければと思います。ご意見等がある方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

伊藤委員

質問なんですけれども、これはいろんなPFI事業、指定管理者制度によって、あと協働・連携。どこかの部署で全体的に常に数とか、あるいはインターフェースとかを確認しているような部署があるのか。あるいは、今回この情報を全部収集した結果、幾つあるという感じなのか、いかがでしょうかというのが一つ、もし、あるんだとしたら、そこに集まっている情報を使って、今後、民間活用を広げていくということが、そのその部署でできるようなタイプの部署なのか。もしないのだとしたら、そういう部署をつくるということは考えられるのかということをちょっとお伺いしたいんですけれども。

事務局

事業の状況についての把握ということに関しましては、PFI、指定管理者制度につきましては、我々、行政改革マネジメント推進室のほうで把握しているところでございます。協働・連携の関係につきましては、市民文化局の協働・連携推進課という部署がございますので、こちらのほうで庁内全体の状況というのを把握しているところでございます。それから、公有財産の利活用につきましても、同様に財政局の資産運用課という部署がございますので、こちらで全体の件数等を把握してきているところでございます。

今後の展開というところで、今、それぞれが進めている協働・連携、協定などの取組であるとか、貸付等の取組、これをそれぞれどういうプロセスで検討していくのか、今後検討を進める仕組みの中でお互いに連携させながら、取組を進めていく必要があると思っておりますので、今すぐ何か部署をつくるというようなことではないのかなと思っておりますが、その連携の仕方というのをこの場でもご議論いただきながら進めていきたいなと思っております。

伊藤委員

情報を共有したほうがいいんじゃないかというお話が今、振り返りの中でも出てきたので、それがそういうものが余っているなら、余っているというのであれば、公有財産であるのであれば、こういう使い方があるみたいなことができる案というか、もちろん三部署が集まるということで解決するのかもしれませんが、あれどもということも、考えられない話ではないということですかね、進め方としては、わかりました。

安登会長

ほかに。

川崎委員

非常に興味深い資料だと思います。共通してやっぱり手続面とかモニタリングとかの部分で、いろんなところで悩まれているということのようですので、恐らく共通化できる部分って、この手続なんかはあるはずで、そういう作業というか、そこを抽出する必要性がある。共通化できる部分については、もう完全にとい

うか、ほぼマニュアル化して個々の固有の要求とか、その部分を担当課にやっていただくような形で、共通化できるところはできるだけ共通化して、この様な部分を担当課にやっていただくというような形で進めていくことで、恐らくこの辺はかなり改善できるのかなといった印象を持ちました。あと、モニタリングについても同様で、やっぱりそれぞれ共通で見なきゃいけないポイントって幾つかあるかと思いますので、その共有できるところをここで抽出していくとかなり改善の余地があるのかなという印象を持ちました。恐らくこういうことがこの指針とかに入っていくと、この委員会が生きるというか、最終報告書に生きてくるのかなという印象を持ちました。

安登会長

事務局から特に、今の川崎先生のお話で何か。

事務局

そうですね。ご指摘のとおり、共通化できる部分というところで、ルールがないようなものについても、どこまでつくるかというところもあります。ある程度、考え方というものをしっかり示していきたいと考えております。

モニタリングにつきましても、ハード的なものについては、今、しっかりやっている部分がありますけれども、ソフト的なものはやらなくてもいいのかどうなのかというところで、ただ、それも当初は所期の目的というものがあるはずなので、それが実際に果たされているのか否かというようにところでも見る必要があるのかというような視点もあると思いますので、その考え方はしっかりまとめていきたいなというふうに考えております。

安登会長

ありがとうございました。

川崎委員

いいですか、すみません。もう一個なんです、この市内事業者に関することなんです、この手の事業で市内事業者が入れないという要因は、技術的な問題ということでよろしいんでしょうか。

事務局

ちょっとそこも実際にどういう理由で参画できていないのかという部分は分析をしたほうがいいのかなどは思っておりますが、後ほど別の資料で出てきますが、これまでの特にPFIなんかの公共調達にかかわるような事業については、少し配慮という部分での対応が少し少ない部分もあったのかなと思っておりますので、参画がしやすいような環境を今後、整えていくということで対応を図りながら、あとは、今後、プラットフォームなんかもございますので、そういったところでもご意見も聞きながら、制度の改善に努めていきたいというふうに考えております。

安登会長

足立委員。

足立委員

冒頭にご説明があったように、この資料は事前説明の際にはなく今日初めて出てきたものですね。恐らく

全体への理解をより助けるためにお付けいただいたであろう趣旨は非常にいいと思います。ただ、これまで川崎市として、どういう課題を解決するために、どのような効果を求めて、PFIなどを活用してきたのか、実際に所定の効果が得られたのか、所定の効果以外にどういう効果が得られたのか、といった内容が含まれていれば非常にわかりやすくなると思うのですが、その辺の記載がないので、何かこれだけを見ると非常にもったいない資料になってしまっているように思います。

また、「課題」についてなのですが、PFIのところで記載のある「課題」は、川崎市の視点での、川崎市にとっての課題、ということですね。

事務局

市の課題です。

足立委員

だとすると、PFIのところで記載のある「課題」は市の視点での課題で、指定管理者のところで記載のある「課題」は民間の視点での課題になっているので、わかりにくくなっているし整合性もとれていないと思います。

また、先程も話題に出ましたが、PFIの手続面については、川崎市の事務局の方は既によくご存じだと思いますが、例えばシンプルな箱物PFI事業などでは、手続簡易化マニュアルなども国から出されているなど、様々な運用面の工夫が世に共有されて久しいので、それを改めて周知すればおしまいというだけの話であって、「円滑な事業推進のための環境整備」などというほどのことでもないと思います。あとは、より本質的な話でいえば、しっかりと事前の検討時間をかけて取り組むべきなのがPFI、PPPだという言い方もできるので、その辺の本質的な理解の普及を庁内に促すようなことの方がより重要だと思います。

色々申し上げましたが、今回の川崎市の取組には非常に期待が大きいので、ご検討よろしくお願ひします。

安登会長

何か補足することはございますか。

事務局

委員からご指摘のとおりで、ちょっとどういう目的でこういった事業をやっているのか、少し丁寧さに欠ける部分はあったと思っていますが、全体を概括的に見せたいというところで作らせていただきましたので、今後の議論の中で、どういう目的、どういう課題解決を狙って、こういったことをやっていくために何が必要なのかというようなことは、議論を進めさせていただきたいなというふうに考えております。

足立委員

後で出てくる資料4などの次につけるようにしたほうがいいかもしれないですね。

安登会長

今日は保井先生がご欠席なので、私がちょっとしゃべらせていただいでよろしいでしょうか。

いただいた資料ですね、1ページのところで、指定管理者制度のお話のところなんですけれども、未導入施設は、市民館、図書館などの社会教育施設が挙げられるということですが、ここについては、4点ほどお聞きします。私の大学のある武蔵野市でも図書館が指定管理になっているところとそうでないところがありますが、これは今後、導入するという予定で挙げられているのか、あるいは施設の性格上、指定管理には

そぐわないというふうに扱われているのかその辺はどちらでしょうか。

事務局

図書館等につきましては、実態といたしましては、図書業務の中にもいろんな業務があるんですけれども、貸出業務ですとか、おおむね委託化が進んでおります。司書業務ですとか、また、あと中央図書館を含めて、7区に図書館が1館ずつあるんですけれども、中央図書館でいえば、統括機能ですとか、そういった部分を直営でやっていたりということがあるんですけれども、おおむね委託化が進んでいる状況の中で、今、指定管理については一応、研究はしているという状況でございまして、委託化が進んでいる中で、指定管理を入れて、どれだけ効果が出るかどうかということは引き続き研究を進めているという状況でございます。

安登会長

そのような事実関係ですね。

2点目は、今、足立委員もおっしゃいました、2ページ目の右の下のところですけど、VFMの算定とか、PFIの事業は煩雑だということですが、幾つかのプロジェクトに私も関わっていますが、川崎市さんでやられた給食センターとか結構施設も多くて複雑な、PFIの中でもどっちかという難しい案件をやられたと思いますので、そういう意味では確かに大変だったろうと思います。

ですが、もう少し簡単なプロジェクトもあるかと思います。それから、VFMの算定とかもあの当時に比べて今は簡略化されているので、今日的にいうと、もう少し作業的には、形式的な計算ができるようなところもあって、負担は軽くなってきているのかなという感じはします。

それから、三つ目は、3ページ目の指定管理制度のアンケート結果のところですね。老人福祉施設のところに書いてありますが、職員の現場確認機会が減少しているということですね。これは恐らく指定管理制度に伴う共通してある課題だと思います。仕事を外に出すということ自体は効率化とかノウハウ上とか、いい面もあるんですけど、職員の方のそういった現場に対する問題点の把握だとか、そういうことが弱くなってくるとは往々にして出てくる話なので、これはやはりどうやってこういった問題点をグリップするかということが大事です。何か仕掛けみたいなもの、モニタリングということもありますけれども、これは確かに共通して将来的な課題かなというふうな気がいたします。

それから、4番目なんですけれども、同じ枠の下の複数施設のところです。共通というところですね。これは質問なんですけれども、指定管理期間については検討が必要であるということですね。普通、平均的に見ると5年というのが割と世の中の的には多いようなんですけど、ここでは5年ぐらいに設定しておられて、もっと長くするほうがいいのか、あるいは、短くしたいという話なのか。どっちなのかと思いました。課題としてはどんな感じなのでしょう。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

最後のご質問のところですが、本市指定管理者施設においては、指定管理期間は原則5年というところを基本としております。しかし、病院などにつきましては、人材の確保だとか医療器材の確保ということの課題がありますので、少し長い期間で30年を設定しているというところがございます。この後、例えば、今回、新しく川崎駅西口にある文化ホールについては、指定期間が5年では、コンサートホールなんですけれども、大きな公演を誘致することは難しいというような課題があって、近隣他都市も10年というような設定をしているところがあるので、やはり競争だとか、そういったことも考えて期間を少し長くしたものもございまして。

ただし、指定管理者施設を一定程度区切って検証していかなければならない、あと競争もさせていかなければ

ればいけないということもありますので、5年を原則にこの後も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

安登会長

その辺は、プロジェクトごとによって、色々あるんですね。ありがとうございました。

またご意見を伺いたいと思いますけれども、議事のほうを先に進めます。

次第の1の(4)ですが、「新たな民間活用」の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料4をごらんください。「新たな民間活用」の基本的な考え方(案)でございます。こちらは、前回のご議論の中で、PPP+ α についてご説明させていただきました、その+ α の部分が少しわかりづらいというところがありましたので、改めてその考え方をまとめております。

左上からこれまでの民間活用の考え方の変遷をまとめておまして、平成14年に川崎市行財政改革プランというものがあまして、それ以降、現在に至るまで、現在は右上でございますが、川崎市行財政改革第2期プログラムというような形で、この中で行革的な考え方の中に民間活用というのも位置づけられておまして、これまでの考え方のポイントをまとめております。

ポイントでございますが、右上の少し下、網かけの部分でございます。当初は、効率的な職員配置、職員数の削減の観点から民間活用の考え方をスタートさせているというところ。それから、2点目としまして、当初から「民間部門」を「民間企業」だけではなく「市民団体」や「NPO」なども含めた概念として整理しているものの、具体的な連携の相手方は「民間企業」を想起させるものとなっているということ。それから最後に、「民間」を行政サービスの担い手として捉えるに留まっている。こちらについては、行政が行っている仕事をある意味アウトソーシングするというような、そういった視点での捉え方という意味で、留まっているということでございます。

こういった変遷を踏まえまして、その下、2ポツ目でございます。今後の民間との連携に向けて必要な視点をまとめております。2段落目のところでございますが、コミュニティ論のところでの議論でございますが、市民ニーズが多様化する中で、これまでの発想の延長線上ではない公共サービスの提供が期待されているというところで、本市が公費を直接的に投入して課題解決をするだけではなく、さまざまな主体との連携、その相互作用により、地域課題の解決を図ることが求められているというところがございます。それから、その下の段落でございますが、公共施設の整備・管理運営事業、いわゆるハード事業においては、資産マネジメントの視点から、少し飛びますが、既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大、施設更新時における複合化による利便性の向上、財政負担の抑制、こういったものが必要となっているところがございます。それから、そのほか、先進自治体においては公有財産そのものをまちづくり、地域課題解決におけるシーズとして利活用するような取組が行われておまして、こういった取組も有効であるというふうと考えております。

まとめたものが下の網かけでございます。今後の展開に当たって踏まえるべき新たな視点でございますが、一つ目としまして、さまざまな主体との連携により、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現を目指していくということ。それから、二つ目でございますが、資産をマネジメントし、既存施設の多目的化や複合化により市民サービスの向上と財政負担の抑制を図っていくということ。最後に、公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用するという、こういった視点を踏まえて取組を進めてまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、こういったところを踏まえまして、本市が目指す「新たな民間活用」の基本的な考え方をまとめております。

今後の市政運営に求められるものは、これまでの延長線上にはない新たな発想による地域課題へのソリューション提供であると考えております。こういった要請に応えていくためには、行政の発想のみでは限界があり、多様な主体の発想とその相互作用が重要であるということ。また、必ずしも公費の直接的な投入の実施によらない発想への転換も必要であると考えております。少し飛びますが、下線部のところですが、こういったところを踏まえまして、「民間」を従来からの連携パートナーである民間企業のみならず、NPO法人や大学、自治会等を含む「多様な主体」として捉え直し、「新たな民間活用」として、民間ならではの発想によるアイデア、ノウハウ、あらゆる施策分野において、最大限に活用し、これまでの行政支出の削減に主眼を置いた「単なるPPP/PFI」を超えて、地域課題の解決、市民生活の豊かさなどを実現してまいりたいと考えております。

下に少し絵を描かせていただいております。厳しい財政状況、地域課題、こういったものに対しまして、これまでのPPPというところでは、財政負担縮減などに主眼を置いてまいりましたが、+αの視点としまして、多様な主体の発想、相互作用によってサービス提供を行う、こういったものをこれからのPPPとしていきたい。これによって、最終的には地域課題の解決、豊かな市民生活、そういったものを目指していくというような形を描いております。

それから、その下の絵でございます。白黒でわかりづらくて恐縮でございますが、太枠の中にちょっと左側に川崎市の行政サービス領域というのがございます。この中で市が直接実施すべき行政サービスと民間にアウトソーシングあるいは委託、そのほか広告等も行っているような事業もございます。それ以外の部分において、民間事業者の活動領域というのもあると考えておまして、さらに、民間事業者は単なる経済活動だけではなく、CSR、CSV、SDGsの視点から、いわゆる公共的なサービス提供、こういったものを行っていくという動きもございます。そういったところを踏まえまして、行政側が抱えている課題に対して、民間事業者のアイデアを取り込んで、新たなソリューションを提供していくというようなこと。あるいは、民間事業者同士が相互作用を行うことによって、公共的なサービスを提供していく。こういったところを川崎市としては目指してまいりたいというふうに考えております。

川崎市が目指す民間活用ということで、一つ哲学というようなところでまとめさせていただいております。資料については、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いただきました資料4についてですけれども、また各委員からご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

話のつながりでありませけれど一言。非常にいいご指摘をいただいていると思っております。特に、私から意見として前回出させていただきました、ソフト面ということなんですけれども、例えばNPO法人なんかの活動でもこういうのは実現できるかなというふうに思っていて、民間事業者がやっているような、いわゆる儲かる仕事ということでもなく、結構、市民団体とか地元の人材でうまく取組みを進められる部分があるような気がします。

例えばですけど、立川市の旧多摩川小の廃校を活用しておられるのは、NPO法人でして、フィルムコミッションをやっています。そこにテレビ局を辞めた方とかを採用していて、結構機能しています。NPOといっても、結構実力があるところもありますし、この首都圏でもそういう法人がたくさんあるので、うまくそういった人を呼び込むことによって、企業でなくても民間でやってくれる担い手というのは、市の内外に

多くあるような気がします。ぜひ、その辺はご活用いただいて、ソフト面での充実をしていただきたいと思います、これは期待とお願いでございます。

事務局

ご指摘のとおり、これまで民間企業だけではなく、ご指摘にあったようなNPOなんかも含めて、多様な主体が地域課題解決であるとか、豊かな市民生活というところで、公共的なサービスを担っていくというような捉え方をして進めていきたいなというふうに考えております。

安登会長

指定管理者制度について総務省が調べているデータでも、かなりそういった非営利団体が担っているというケースが多いですね。だから、結構そういった団体がこれからふえてくるのかなという気がいたします。

足立委員

ありがとうございました。

前回、川崎市として、市政経営に係る課題をどう捉えていて、そこにどこまで民間をダイナミックに活用していくのかという話をしたと思いますが、その際の議論も踏まえて、非常にわかりやすい形で整理していただいて、すごくいい資料だと思います。おそらく、これがまず最初の大きなベースや支柱となり、これを拠り所として具体的な取組をどんどん進めていくということになるかと思うので、その辺をぜひ、内外に正確に周知が進むようにしていただければと思います。

一つ、ご参考までですが、私が以前に関わった自治体で、今回とほぼ同じような高い問題意識を持って進めようとしていた例がありました。当時、取組を進めるに当たって、市にわかりやすい官民連携の窓口を整備して、外に打ち出していったのですが、結果的には、「市としてハード面のPFI、PPPをどんどん進めていくのだよ」というような、やや偏った受け止められ方をされてしまい、外部からそのような提案が多く来てしまったということがありました。それを受け、市としては、「本来的にはもっとレンジを広く考えているのだ」ということをより正確に外に理解を求めるために、一旦その窓口の看板を降ろしました。ただ、そうしたところ、今度は内外の求心力が少し下がってしまって、官民連携全般の進みがやや遅くなってしまったというような例もありました。川崎市の場合はそういうことはないと思いますが、そのような例もありますので、参考にすべき点は参考に、反面教師にすべき点は反面教師にいただければと思います。

あと一つ、大変細かいところですが、2枚目の一番最後の行で、「これまでの行政支出の削減に主眼を置いた単なるPPP/PFI」という表現があるのですが、ここ数年のPPP/PFIは、そこまで志が低くなくて、いろいろと進化をしてくれています。仮にここがPFIだけのワーディングだったとしても、PFIもかなり進化をしてくれていますので、よろしければ、ここは単なる「民間委託」とかのワードに変更していただけたらうれしく思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

事務局

最後のご指摘については、どちらかというところ、川崎市がそうだったというような認識もありましたので、ご指摘を踏まえて対応させていただきたいと思います。

それから、内外への周知ということも非常に重要かなと思っていますので、職員はもとより、企業側にどういうふうに周知していくかというのも、今後、しっかり検討していきたいなというふうに考えております。

安登会長

ありがとうございました。

他の委員から何かありましたら、どうぞ。

川崎委員

最初にご説明があったように、これは川崎市の民間活用に関する哲学だというふうにおっしゃられたかと思うので、よくできている、足立委員が言ったように、本当によくできているペーパーだと思います。やっぱりこういうものが発信されて、それに従って行動していくというのが多分、理想的な姿に近づいてくるんだらうなというふうに思います。

ちょっと1点だけ伺いたいですけれども、ここで市って、公共部門と民間部門を少し広く捉えるという α の部分がある中で、今、ちょうど別の委員会で直面しているんですけれども、公社とかはどういう扱いにするのかなというのが微妙なセクターで、しかも、何となく上手に使っているようなところもあって、これはどういう扱いにするかだけちょっと教えていただければうれしいなという。

安登会長

いかがでしょうか。

事務局

よろしいですか。一応、公社も市としては目的を持って立ち上げをして、それに対して出資をしている、本市では、出資法人というふうに呼んでおりますけれども、そうした中で、出資法人との連携というあり方については、また別途方針を立ち上げさせていただいて、その方針に基づいて、市と一緒に取組を進めていきたいと思いますという位置づけは与えているところでございます。この中で、例えば、出資法人というところを読もうとすると、一緒に連携してある目的を達成していく。そうした目的を達成していくための多様な主体の一つというところで、こちらの表上でいいますと、実施主体という囲みがあると思うんですけれども、この中でいういわゆる公益的な法人というところ。公益的な法人というのは、多義的な概念があると思いますので、いろんな法人が含まれると思いますけれども、一応、この中では、多様な主体という形の中では整理して、一緒になって取組を進めていく主体ということで、位置づけております。

川崎委員

わかりました。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

伊藤委員は。

伊藤委員

特に、一言言うのであれば、よくできていると思うので、これに沿って検討していただきたいと思っています。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいります。

次第の（５）ですね。川崎市がめざす民間活用の対象範囲等について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料５をごらんください。民間活用の対象範囲（案）でございます。

まず、１ポツ目でございます。民間活用の適用範囲を示しております。PPPを実施する際に想定される手法・分野は多岐にわたっているということ。それから、法改正などの動き、変化が今後も想定されていくこと。それから、先ほどの資料にもございましたが、本市において、今後より一層、民間活用を推進していくという観点から、あえて民間活用の範囲、事業手法であるとか分野、金額、こういったものを定めずに、あらゆる施策分野・事業分野を対象に民間活用を検討していくことを基本とし、地域課題・地域ニーズの変化、制度の変化に柔軟に対応していくということで、範囲をどうするのかということについては、範囲を定めないというふうな形で捉えていきたいというふうに考えております。

それから、続きまして、その下、２ポツ目、民間活用における事業分野でございます。こちらは、あらゆる施策分野を対象としていくものの、今後、民活の検討をどういうふうに進めていくかというところでの検討フローもちょっと整理をしていきたいと考えておまして、その流れが事業分野ごとに異なってくるだろうという想定はしております。その中で、事業分野の整理をしたところでございます。表の中でございますが、上からソフト事業、②施設整備・管理運営事業、いわゆるハード事業、公有財産利活用事業、それから一番下、その他内部管理事務等とございます。

これらの定義づけの内容のところに書かせていただいておりますが、公共サービス基本法という法律がございます。こちらの定義に即して定義づけはしておりますが、若干、法律用語でございますので、わかりづらいというところがございますが、適用例を見ながら少しイメージをさせていただければと思っております。

まず、ソフト事業につきましては、市民等に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供、本市が行う規制、監督、助成、広報、その他公共の利益の増進に資する事業ということで、適用例としましては大学等との共同研究、企業との協定、自治会・市民団体と連携した公園等の管理、企業等の実証実験を通じたサービス提供、イベント共催、それから、単純な清掃業務の委託、こういったものがあると考えております。

②のハード事業につきましては、公共施設等の整備又はその運営を通じて市民等に行われる役務の提供、その他公共の利益の増進に資する事業ということで、適用例として、庁舎、学校、市営住宅等、そういった箱物事業、それから、そのほか公園、駐車場・駐輪場、こういったものの整備・管理運営、こういったものがあたると考えております。

それから、③公有財産の利活用事業でございますが、こちらは、大きく二つに分けておまして、未利用と供用中で分けております。未利用につきましては、未利用の土地・建物のうち、現時点で当面、市による利用予定がないものを対象に、まちづくり、地域課題解決、歳入確保等を目的に賃貸借、売却を図る事業ということで、適用例としまして、定期借地権方式等による地域交流スペースを併設した商業施設の整備であるとか、使用許可、占用許可による民間駐車場整備、こういったものがあると考えております。供用中のものにつきましては、供用中のあらゆる公有財産を対象に命名権、役権を有償により認め歳入に充てる事業ということで、遊休スペース、例えば広報紙・WEBページ・庁舎内、こういったところに広告を掲載して歳入に充てる、あるいは、ネーミングライツ、それから市有施設の屋根貸しによる太陽光発電、こういったものもあると考えております。

それから、一番下、内部管理事務等でございます。こちらは、総務事務、予算執行事務、こういったものがありますが、適用例としましては、データ入力の特任化、AIやRPAなどの活用による事務の効率化、こういったものがあると考えております。

右側に事業分類イメージを示しております。川崎市の行政サービスの領域は、大きくはハードとソフトに分かれてくると考えております。ただ、先ほどの分類でいう公有財産の利活用につきましては、ハードの面もあれば、ソフトの面もあると考えておまして、例えば、刊行物への広告掲載であればソフト、道路予定地を駐車場として整備して活用するようなものであればハードというような形になろうかと考えております。内部管理事務につきましては、それぞれの事業に付随しているものと考えております。その他、絵の中で未利用の公有財産というのもございますが、こちらは、市民に対しては行政としてサービス提供は行っているものではございませんが、管理だけを行っているという、こういったものなのかなというふうに考えております。

それから、1枚おめくりいただきまして、民間活用にあたっての留意事項でございます。あらゆる分野を対象に取組を進めてまいりますが、留意点としまして、3点整理させていただいております。適用する業務の性質、安全性、費用対効果、こういったものを留意する必要があるという視点でございます。

下の留意事項1点目でございますが、市が直接実施すべき行政サービスに該当しないということで、法令によって地方公共団体、あるいは地方公務員と義務付けられていない業務、それから二つ目としまして、義務や負担を課し、権利を制限する行為というような、いわゆる公権力の行使に当たるようなもの、こういったものを含まないような業務、それから三つ目として、政策決定・条例の制定など、意思決定に関わらない業務、最後に、市民の生命・安全に関する危機管理、緊急対応に関わらない業務でございます。

それから、留意事項の二つ目、民間主体により公共サービスの安全性が確保できるという点でございます。まず1点目として、主体が民間部門にあるということ、それから二つ目としまして、民間の有するノウハウの活用や創意工夫により、安全なサービス提供ができる場合という点でございます。

それから最後に留意事項三つ目としまして、民間活用により費用対効果が期待できるということで、下記のいずれかに該当ということで、市が直接行う場合に比べて同等以下の費用で、より質の高いサービス提供が可能の場合、あるいは市が直接行う場合に比べ、同等以上のサービス内容が、より効率的な体制や費用で提供することが可能な場合という、3点を挙げております。こちらにつきましては、平成20年に策定しました民間活用ガイドラインの中でも同様の整理をさせていただいております、基本的な考え方としては、留意点としては踏襲しながら進めてまいりたいと考えております。

資料5につきましては、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、また各委員からご意見、ご質問等いただければと思います。ご意見等がある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員

このソフト事業、ハード事業というこの切り分けをしたことによって、何かをしたいと思ったときに、今度、どの業務フローに乗せたらいいのかという検討の枠組みみたいなものをつくっていくというのが目的だと思うんです。なので、例えばその事業担当課の方がこの民生活をちょっとしてみたいと思ったときに、これはソフト事業かな、ハード事業かな、公有財産利活用だなと思うことは余りないかもしれませんが、この

事業分野だと思ったら、今後、策定していく事業の枠組みに乗せて整理をしていく。そういうことになりそうということですよ。

事務局

はい。

伊藤委員

それで、すごく細かい質問になると思うんですけど、ソフト事業の中に自治会や市民団体と連携した公園等の管理というのがあって、これは草取りとかするのかなとかと思ったんですけど、これってハード事業とは違うんですか。ちょっとよくわからなかったのですけれども。

事務局

今、川崎の公園は、市民団体がかなり入っていただいて、公園の管理なんかもしていただいています。整備以外の視点では、地域がいろんな使い方をするとき、そのルールづくりみたいところで、例えば、公園ってあらゆる人がいろんなことをやっていい場所ですけれども、ボール遊びしたい人もいれば、今、余りいないかもしれないですけど、ゲートボールしたい人もいればみたいな、いろいろちょっとそういった錯綜があるような中で、そういった調整をしていただいたりしております。

伊藤委員

利害関係の調整みたいのをしていただく。

事務局

自分たちのエリアの公園をよくしていくという意味で、いろんな取組はしていただいているというところでは。確かに、ご指摘のとおり、ハード的な面もあれば、多分、そこは一律に言えないのかなという点はあるかなとは思いますが。

伊藤委員

あと、もう一個、ソフト事業の中に清掃業務の委託化というのが入っていて、清掃する対象が公共施設あるいは道とか公園とか、そういうものだと、これもハードかなという感じがしたのですけれども、これをソフトのほうに入れていただいた、何かバックグラウンドがあればお伺いしたいのですけれども。

事務局

通常の業務の委託化というのをちょっとイメージしたので、ちょっと単純にこういった置き方をさせていただいたんですが、道路の清掃とか施設の清掃になるとハードの面になるのかと思うので、そこら辺はご指摘を踏まえて少し整理はしていきたいと思えます。

伊藤委員

私が何となく、もともとこのソフト事業、ハード事業という関係あるところ、公共サービス機能との関係ともいろいろ考えた上で、ただ業務フローに乗せるときに検討するという意味で言うと、結構今まで公共が普通にやってきたことはハード事業に入ることが多くて、ソフト事業というのは今までやっていなかったようなことを新たにしたいというときに、割と乗ってくるのかなと思ってこの適用例を見ていて、その中でひ

っかかったところを二つご質問をしたんですね。それ以外のものって今までは公共サイドから、公共発信というよりは民間からこういうことをやりたいんだけど、ちょっと後援として、あるいは共催として名前を載せてとかというようなところで始まったもの。そうすると民間サイドから需要が出てきたものを、それで民間サイドのほうで担当課はどこだ、どこに話を持っていけばいいのかなという話が出てきたときに、別途枠組みもありまして、そうじゃないとしても例えば一つ窓口があってここでこういうことをやりたいんだけど、どこが担当課かなみたいな話をして、担当課のところから事業が来たら、別途これから用意するソフト事業の検討、枠組みに乗せてやれるみたいなふうになると広がれると思いますし、民間のほうからも声も出てきやすくなるかなと思ったので、ソフト事業のところをどういう、この後の後工程のところも含めてですけど、どんなソフト事業が実際ありそうかというのをもうちょっとブレストすると、その続きの後工程のイメージがもう少し強く湧いてくるんじゃないかなと思いました。

事務局

ご指摘のとおりで、ソフト事業について具体的な検討のフローは今検討しておりますので、その中でいろんな具体的なものを想定しながら詳細な整理はしていきたいと考えています。

安登会長

ありがとうございました。

川崎委員、お願いします。

川崎委員

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、この1枚目の右側の事業分類イメージで、公有財産のところは重なっている感じなんですけど、ここで一応地域ニーズの変化に柔軟に対応していくといったときに、この三つが重複している部分はいいのですが、そこからはみ出す、すなわち企業の営利部分、営利目的部分も含まれるような場合というのは、これはどう考えるか。これは結構重要で、公有財産の利活用であれば、定期借地とか定期借家のような形で利用できるかと思うんですけども、今ある例えば運動公園みたいな施設の中で、地域イベントをやりながら営利活動も行うといったときに、この枠からはみ出すところも出てくると思う。

ただ、公益的な事業も行うといったときに、結構いろんな自治体でも公物管理だとか昔ながらの発想で、もういきなりだめだという発想になってしまうんですけども、そこは柔軟に対応していくという方向でよろしいかどうかというのを伺いたい。

事務局

こちらの分類は、川崎市が今やっている行政サービスの視点で整理させていただいてまして、先ほどの資料4の中で、最後のポンチ絵でありましたように、行政的にサービス提供している領域以外の民間の領域、こういったところも公共的なサービス提供を行っている部分だと思っていますので、例えばそこに行政がかかわっていれば、その行政サービスの関わりの中での検討フローというのがあると思うんですけども、民間が独自にやっているような取り組みで、そこに行政側が少し側面支援するとか、そういった取り組みもあり得るのかなと思っています。そういった展開は当然今後考えていくところになると思っています。

川崎委員

わかりました。昔ながらの公物管理型の考え方の中で、排除するという考え方はやめて、少し柔軟に対応

していくと。そうすると多分、結構重要になってくるのが、地域貢献をきちんと評価してあげることが重要になるのかなと思いますけれども。

伊藤副市長

例えば公道上も、そこをある一定期間を民間に優先的にというか独占的に使わせてあげて、マルシェだとか地域のにぎわいだとか観光の呼び込みだとかという、政策目的としてはそういう狙いの中で、でもやっていることは収益事業ではあるんですけども、従来は道路の使い方規制対象であったものが、そういう形に柔軟な発想になってきているというのは事実です。

川崎委員

この方針ではそういう考え方でよろしいということですね。

安登会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

足立委員、お願いします。

足立委員

先ほどの資料4を受けて、この資料5の2番の①②③の流れはいいと思うのですが、一つ②のところ、この資料はハード、ソフトという分け方をしているので、こういうシンプルな書き方になってしまうのかもしれませんが、資料4の右半分の2のところでは、資産マネジメントの視点に触れていただいていますよね。全国と同様、川崎市においても、「現在はまだ資産マネジメントの大きな方針を示したところまでであり、今後まさにアクションフェーズに入っていかなければならない」という大きな課題に直面しているところだろうと思います。そのような中、市全体では組織規模も大きくなかなかそう簡単に進まないところもあろう中で、「この資産マネジメントや公共施設の再編整備に、いかに最適に民間を活用していくか」という課題や意識もかなり大きく持って頂いているのだろうと思っています。ですので、そのような一段志の高いところの視点にも触れておいていただいたほうがいいのではないかなと思いました。

川崎市としては、シンプルにハードを建てかえるときに、「ライフサイクルコストが低いほうがいいのでPFIを使っておこう」とかそういうことだけではないのだろうと思っています。例えばさいたま市とかであれば、公マネをどんどん進めていて、そこにPFIもうまく活用しているなというイメージを一般に持たれているかと思いますが、実際さいたま市のポリシーとしては、公共施設再編整備、まちづくりの再構築とかに民間のノウハウをどんどんダイナミックに入れていこうとかいう思いが特段あるわけではなくて、市が企画したハードの建て替えとかの事業にサービス購入型等でPFIを使っていくことで、結局VFMが相応に出るので、それを複数やっていくことで財政負担が確実に軽減されるのが魅力であり、そこに重点を置いて使っていきたい。それはそれで立派なポリシーだと思うのですが、恐らく川崎市としてはもっといろいろな形で、例えば「複合化するときにこういう形で民間のノウハウを使うとこういういいことがあるから使いたい」とか、「まちづくりでも民間からの提案を積極的に受けることで、公マネのこういう効果につながる」とか、そういったことも考えていかれるのではないかなと思うので、そのような、資産マネジメント事業への民間活用みたいな視点も添えていただけるといいのかなと思ったところです。

それから2点目が、2ページ目の「民間活用に応じた留意事項」というところです。「“公共サービス提供における”民間活用は」と最初についているので、恐らくここでは公有財産利活用とかは除いている

という意味でよろしいのですかね。平成20年のガイドラインと同じですとおっしゃっていたので。

何を思ったかといいますと、資料4とか資料5で「こんな形で民間をダイナミックに活用していきたいです」とおっしゃっている中で、ちょっとこの部分は「公共サービス提供における」ということですのでごく狭く感じるなど。公有財産利活用だとかソフト面の民間協働とかいろんなことを考えると、例えば、民間からの提案によって美しいまちづくりにつながったりとか歳入確保につながったりとか、いろいろと出てくるのではないかと思う中で、ここに記載してある事項だけだと、何か前段でおっしゃっていただいたことに比べて、ごく狭く感じてしまうので、その辺のメッセージの伝わり方がどうなのかなということなんです。

ただ、「“公共サービスという提供における”民間活用」ということで、「ここでは狭く捉えていますよ」というディスクリーマーを入れているということなのであれば、3番の太字のタイトルのところなどにも、そのような補足説明をわかりやすく入れていただいたほうがいいのではと思いました。せっかく全体的に志が高い取組なのに、この部分のミスリードがきっかけで、結局全体的に民間活用の幅が狭くなってしまったりすると勿体ないです。以上です。

安登会長

足立さんがおっしゃったのは3ポツのところですか。

足立委員

1ページ目で「こういう形で幅広く民間活用を導入していく」という記載を見た上で、この2ページ目を見ると、なんかすごく狭目を書いてあるなという印象を持つてしまうのですよね。ただ、私も最初は見過ぎてしまったのですが、よく見ると2ページ目の最初に「“公共サービス提供における”民間活用は」と書いていただいているので、そういうことかと一応何とか納得はしたところです。ただ、もし事務局としても、「2ページ目の3番のところでも、公共サービス提供のみにとどまらず、公有財産利活用とかも視野に入れていますよ」という意識なのであれば、ここは少し記載を改善した方が良くもかもしれません。

安登会長

1ページ目の表現なんかを踏まえたような形で書けばいいんじゃないかということですね。

足立委員

1ページ目全体をしっかり捉まえた上で、もし2ページ目も書いていただいているのであれば、もうちょっと記載事項が増えるはずだし、逆にそうではなく、2ページ目では公共サービス提供における民間活用に絞って書いて頂いているということであれば、その旨のわかりやすい補足説明がもう少しあるべきだし、いづれにしてもちょっとわかりにくいかなと思っています。

安登会長

ありがとうございました。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

一旦今のご意見を踏まえて、ちょっとまた検討させていただきたいと思います。

確かに過去のものも持ちながらこれを見直ししてつくっているんですけども、もうちょっと広いところを狙っていくということを確かに考えておりますので、いま一度調整させていただきたいのと、資産マネジメントの視点についても、この後の検討事項として担当課とも協議しておりますので、方針のまとめの中で

は整理をしていきたいというふうに思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

安登会長

ほかにございますか。

では、私からもちょっと確認なんですけど、あらゆる分野を通じてということは、これは非常にいいと思いましたが。公共サービス基本法に則ってということなんですけれども、2の①②③④ですね。ソフト事業があって、その次に施設整備・管理運営事業（ハード事業）がありますが、読まれた方が、ちょっとわかりにくいという印象を受けられるかもしれないですね。①は連携事業とかそういう言葉のほうがわかりやすいのかなという感じがしました。これが第1点です。

それから第2点は、このコストパフォーマンスを考えるということ、よく考えてやるということは2枚目にも書いておられまして、そのとおりだと思います。バリューフォーマネーの確認というのはPFIのときは必ずやるようになってはいますが、それ以外のところでもコストパフォーマンスという定量的な評価というのをぜひきちっとやっていただきたいです。いろんなプロジェクトにおいて共通の物差しで費用対効果が図られるという、そういうタイムラインといえますか、仕組みをつくっていただくとありがたいと思います。

それから、1枚目の2. ①から④までにいろんな取り組み、プロジェクトについて書いてあります。日本で初めてという事業があるかもしれませんが、探していくと先事例というのは必ずあると思いますので、庁内で勉強会などされたときには、先事例でこういうのがあるということ具体的な事例で見ていくと理解が進むと思います。ぜひ良い事例があれば具体的なものを取り上げて紹介するような形で学習していただくと、庁内的にも理解が深まるのかなという気がいたします。

それでは、議事を進めていきたいと思っております。

次は、議題の6ですね。市内事業者の参加促進等に係る方策について、説明をお願いいたします。

事務局

資料6をごらんください。市内事業者の民間活用事業への参加促進等に係る方策（案）でございます。まず左上から市内事業者活用の背景でございます。市内の中小企業でございますが、事業所数の99%以上を占めているということで、地域にとって欠かせない存在であるということ。それから地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献しているというところ。こういったところがございまして、それから川崎市契約条例あるいは中小企業活性化条例、こういったものがございまして、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進していくということ、さらに公共調達等において、中小企業の受注機会の増大を図る、参入の機会の増大を図るよう努める、こういったような考え方で取組を進めております。

こういったところを受けまして、今後、本市ではPPP/PFIの推進に当たっても市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢として取組を進めてまいりたいと考えております。

その下、2ポツ目、公共調達における市内事業者活用に向けた取組の現状と課題でございます。

まず一つ目、(1)でございますが、市内中小企業優先発注の考え方でございます。市が現在、直接発注する工事、業務委託、物品調達については、原則として可能な限り中小企業への発注を行うこととしておりますが、指定管理者、PFI事業者が発注する契約については、中小企業への発注については努力義務にとどまっているところでございます。

それから(2)事業者選定時の評価でございますが、総合評価一般競争入札というのを事業者選定で行っておりますが、一般的にはその中で本社の所在地であるとか共同企業体であれば、その構成に市内中小事業者がいるかどうか、こういったところを評価項目としているようなところがございまして、WTO政府調達

協定に係るような工事、事業につきましては、地域企業が有利となるような条件設定、具体的には応募企業の所在地要件の設定ができないということで、大規模事業となるPFI事業などにおいては事業者選定時の配慮等は困難な場合があるというところでございます。

それからその下、(3) 作業報酬下限額についてでございますが、川崎市では、毎年、契約の種類ごとに対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限額、作業報酬下限額というものを定めておりまして、対象となる契約というのが予定価格6億円以上の工事請負契約、または予定価格1,000万円以上の業務委託、あるいは指定管理者と締結する協定に係る作業に従事するもの、こういったものとなっておりますが、市とPFI事業者との契約については規定されていない、つまり適用外という形になっているというところでございます。

こういったところを踏まえまして、右上で取組の方向性をまとめております。まずPPP/PFIにつきましては長期にわたる契約になることが一般的ということでございますので、長期間を見据えた事業実施のノウハウ、多様な事業経験が必要となるということで、主体として担える市内企業は限定的となる場合が想定されるというところ、またWTO政府調達協定においては先ほども少し触れましたが、所在地要件が設定できないということで、地域企業にとっては大企業との競争が不可欠となってくるということ。

それからさらに、昨年度、我々から民間事業者に対してアンケート調査を実施しておりますが、その中で官民連携を進めるための課題として、情報提供不足あるいは地域要件について配慮が必要というようなご意見が上がっております。

これらを踏まえまして、下の網かけのところに向かって方向性を示しております。

一つ目が効果的な情報発信/基礎知識の習得/多様な事業者とのJV組成の環境整備でございますが、1ポツ目でございますが、民間活用に関する情報をメールニュースとして配信する。二つ目でございますが、プラットフォームにおいて個別事業に関する情報提供や意見交換などを実施していくということ。それから三つ目でございますが、PPP/PFIに関する知識の習得を促すために地元企業と本市職員限定の勉強会を実施してまいりたいと考えております。

それから(2)としまして、PPP/PFI事業の選定事業者が行う市内事業者への優先発注でございますが、PPP事業者が発注する契約については、市内事業者への優先発注について契約書に努力義務であることを明記して、必要に応じて助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

それから三つ目でございますが、PPP事業協力者等として市内事業者が参画する場合の事業者選定時の加点等の配慮でございます。

4点まとめておりますが、その下に表がございます。こちらに全体像をまとめております。まずWTO対象外につきましては、表の下段でございます。こちらは所在地要件の設定が可能なものということでございますので、構成企業として参加するということは要件化していきたいと考えております。ただ、代表企業として参画するかどうかということについては、なかなか取組が進んでいない状況の中では担い手となっていただけの市内事業者がいるかどうかという、そういう点がございまして、加点ということ。それから協力企業につきましては、どういう事業においてどういう調達があるかということもちょっとございまして、こちらも加点という形にしていきたいと考えております。WTO対象事業につきましては、いずれも要件化が困難という状況がございまして、ただ今やっていないところでの加点というものはしてまいりたいというふうに考えております。

それからその下でございます。(4) 作業報酬下限額についての考え方でございます。現在、PFI事業につきましては対象外という形になっておりますが、今後PPP/PFI事業として発注する契約のうち、予定価格6億円以上の規模の工事請負契約または1,000万円以上の業務委託契約に類する業務が含まれる契約については、作業報酬下限額は適用される事業としてまいりたいと考えております。

こちらは全体像として少しハード的に寄っている部分がございますが、公共調達という部分での側面での市内事業者の参加ということで整理させていただきました。

資料6につきましては以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまの資料6につきまして、各委員からご意見いかがでしょうか。

どうぞ。

川崎委員

地元の民間企業の参画というのは、地域経済にとって非常に重要だと思います。ただ、ここでの参加の仕組みとしてこういうふうにするというのは、ありかなという気がするんですが、大事な視点として、どういうふうに入れるかちょっと考えないといけないと思うんですが、いわゆる下請としてただ仕事をもらうというだけで参画するのだと、余り意味がないというか生産的ではないと思われまので、少し技術の習得とかノウハウの習得みたいなことをこの中に組み込めないか。

つまり地域の中小企業の育成的な視点ですね。例えばこの構成企業としての参画というのを要件とするときに、ただ単に下請としてやるんじゃないくて、地元企業であるからこそ有利なところ、あるいは地元のNPOだからこそ有利なところって多分あるはずで、恐らく近所に誰が住んでいるかとかというのを把握しているとか、どういう人だとか、昔でいうと御用聞きみたいなことをやっていたような仕事とかをされているところというのは、多分それなりに価値があるはずなので、その辺の価値をまた上手にこの中に組み込めないかな。

というのも、ただ単に地元で立地しているというだけだと、事業所を置いてという、結局そこで上がった収益が吸い上げられておしまいとなってしまうと、余り川崎市としてのメリットはないので、むしろソフト的なところも含めて、地元の方々に参加してもらえるような加点方法みたいなのがこの中に組み込めたらいいなという要望です。すみません、中途半端な意見で。

安登会長

ありがとうございました。事務局から。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

なかなかちょっとうまく伝えられなかったところもあったのかなというふうにちょっと反省をしておりますけれども、地元企業の方々のPPP/PFIへの参加については、最初の(1)のところ、右側の中にも少し記載をさせていただきましたけれども、プラットフォームの中でこの後、3点目のところに地元企業の方に向けてPPPの勉強会みたいなことをこの取組の中でやっていこう。私たち市の職員も含めて、もう少し、いま一步新しい情報を他都市でどういうふうに行われているのか。いい事例があればご紹介をしていて、そこで気づいてもらって、こういう参加の仕方、こういう考え方でやればとれるんだなというところを気づきの場面みたいなことをうまくとっていきたいなというふうに思っていて、地元の企業の方々、この後の資料の中でも説明させていただくこととなりますけれども、各種業界団体の方とも意見交換をしながら、どういうことをやってほしいか、どういうことを知りたいのかということをやちゃんとつかんで、参加をしていただけるように少し支援をしていきたいなというふうに思っているところでございます。そういったところをうまく伝わるように資料を調整させていただきたいとも思います。

安登会長

そうですね。情報共有については、次の資料のプラットフォームのところでまた具体的な説明をいただきたいと思っております。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

伊藤委員

この資料6のタイトルと内容の関係なんですけど、市内事業者の民間活用事業への参加促進等に関する方策という、先ほどちょっとちらっとお話ありましたが、この民間活用事業は資料6ではまだ広いということでご説明いただいたんですけど、資料6のこの中ではPFI／PPPの参画ということで、まずそこに焦点を絞っているということだと思うので、それがちょっとわかるようにしていったほうがいいかなと。資料を今後公表したりする中で、読んでいくと、結局あれはPFI／PPPの話だったかなという印象が残るようなリスクがあると思いますので、現時点でソフト事業についてのこれをもう少し膨らませという意味ではなくて、位置づけがわかるような資料のつくり方をしていただけたらと思います。単に意見ですけれども。

事務局

そのように調整させていただきたいと思います。

足立委員

特に右下の囲みの部分とかについては、複数の事業者でコンソーシアムを組んでやっていくようなPFI事業を想定した資料のつくりになっているということかと思っています。

代表企業ということでいろいろとご説明もあったのですが、PFIも本当にいろんな事業があったり、同じ事業でもどこまで民間に任せるかによってチームアップが全然かわってきたりということがありますので、一括りで代表企業といっても求められる能力等は様々で、十把一絡げに「地域の企業ではなかなか代表企業にはなれない」ということでもありません。例えば、シンプルな箱物PFIみたいなものであれば普通に代表企業になれることもあるので、ちょっとその辺の整理も必要じゃないかなと思ったということが一つ。あと、地域企業の問題というのは本当に非常に重要で、全国共通の永遠のテーマだと思うのですが、「地域の企業を守る」という観点でやってしまうと地域の発展も何もなくなってしまうと思いますし、「地域企業にお金は落ちたけれども、事業で目指すところの最適な公共サービスが阻害される」みたいなことがあっては本末転倒だと思います。そうではなくて、地域の企業にしかできない、地域の企業ならではの強みをどう生かしていくか、また、そういった強みが生きるような事業をやるとか、強みが生きるように発注を工夫するとか、そういうことが重要だと思うので、その点を改めて整理して考えていって頂ければと思います。

安登会長

ありがとうございました。事務局からよろしいでしょうか。

事務局

代表企業について、なれない、技術的な部分もある場合もあると思いますし、そもそもちょっとPFIみたいな話を聞いてしまうと何かもうそれで逃げてしまうような部分もあるので、ちょっとそこら辺は今後対話をしながら検討していきたいところです。

地元ならではの利点というところで、地域精通度みたいなところで、例えばこういった場所には地域のお母さんがよく来ていてみたいな、そういうのは多分恐らく地元の企業さんしかわからないようなことだった

り、あるいは迅速に対応すべき点があれば、それって市外企業であればなかなか対応ができないとか、そういったところもあると思いますので、そこは少しどういった形でとれるかというのはさまざまなケースがあると思いますので、ちょっと個別に検討していきたいというふうに考えています。

安登会長

ありがとうございました。ここまで踏み込んで書かれておられるので大変驚きました。(3)のところは黒丸が四つありますけれども、今、各委員からもご指摘ありましたように、3番目の代表企業というところが多分論点になっていて、1と2と4については多分そんなに問題がないということではないでしょうか。過去のPFIでも地元の企業とか地元産業の活用については評価するということを要求水準に入れておられて、それに対して応募される企業はほぼ100%そういうことを意識して書いておられて、そこで余り優劣の差がつかないというのが今までのPFIの実績だと思いますので、そこはスムーズに行くと思います。

3番目の代表企業のところはちょっと悩ましいところです。全国的に数多く入札に参加しておられるところは、専門のセクションがあったり、あるいはノウハウの蓄積があるので確かに有利といますか得意ですよ。しかし地元企業であると、案件の数が少ないのでやはりノウハウが少ない。それから負けたときにやっぱりコスト負担というのも大きいので、結構リスクの多いところで難しいかなと思います。

例えば、多分地元の企業が一番やりたいところは、ハードもありますけれども、企画や運営のところかもしれません。しかし例えば全国的な形で展開される会社で、リース会社とか金融会社でそういったノウハウを持ってそれを売りにしているようなところがありますから、そういうところをうまく冠といますか頭に出して、実質的な建設とか運営のところは地元企業でやるというようなやりかたも考えられます。そしてテクニックのところはそういった慣れておられる会社をうまく取り込んで、ノウハウを出してもらうのが良いかもしれません。そうすると建設とか運営だけでなく、例えばセキュリティーをどうするかとか、保険をどうするかとか、そういうことに関してノウハウがあるところはやっぱり使ったほうが絶対うまくいきますので、そういった専門の企業をうまく取り込んでいくというふうな工夫があってもいいのかなと思います。

それから構成会社になった場合は、出資ということを求められる。これは逆に資金を固定化しないといけないということで、例えば何百万円とか、1,000万円とか、資本金として固定しないといけなくなる。それがメリットかデメリットかという、なかなか微妙な問題だと思います。発言力があるという意味では確かに構成員になった場合有利ですね。その辺はちょっと悩ましいところなんですけれども、資金力があるところについては構成員になれるというのは、確かに発言力を及ぼすという意味ではメリットがあるのかなと思います。

代表企業ということでは、ここは実質的に代表企業になるということに重点を置いて、うまくプロジェクトごとに工夫していくということもあっていいのかなというふうに思います。これは私の感想なんですけれども、ちょっと申し上げておきます。

ありがとうございました。先ほどの川崎委員からご指摘があったことに関連があるんですけど、続きまして次第の(7)の川崎市PPPプラットフォームの取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、お手元の資料7をお開きいただきたいかと思えます。川崎市PPPプラットフォームの取組についてでございます。

左側1番、今年度の取組の方向性(ねらい)でございますが、こちらは記載のとおり、普及啓発・意識向上、対話の実践、ノウハウの習得、民間事業者とのネットワークの形成というふうにございます、ここか

ら2番目が私たちが意識して取り組んでいる中では、組織構成と役割ということでございますが、事務局の中には川崎信用金庫、横浜銀行ということで、それぞれ両行が持っているチャンネルを最大限に使って地元企業の方々に私たちの取組や考え方を伝えていきたいと思っています。

横浜銀行さんは経験があるんですけど、川崎信用金庫さんはプラットフォームは初めての取組ですが、一生懸命会議のほうでも確認をしながら、取組を進めていただいております。

また、日本政策投資銀行、PFI推進機構も事務局の中に加わっていただいて、最新の国の動向だとか新しい他都市の取組ということを積極的に情報を入手しながらこの取組を展開していきたいというふうに思っているところでございます。

また、コアメンバー会議というものを2層目に持っていて、市内の建設業協会など10の団体に加わっていただいて、事前に幹事会的に話を聞かせていただき、お声を頂いているというところで取組をしています。

その中では3番の今年度の取組の中では、事務局会議、コアメンバー会議を開催させていただいております。7月の中旬から下旬にもう一回ずつ会議を開催しておりますけれども、6月3日のコアメンバー会議の意見の中で少しご紹介をしたいのは、地元の企業の方々から出てきた意見の中で、地元企業として建物は実際に建てることのできるだけけれども、PFI/PPPの説明会に1回行ったけれども、それを10年、20年運営していくということを自分たちはできないし、そういった方々と知り合う機会もないんだというようなことのご意見をいただいております。

また、3ポツ目にありますように、市の取組には本当に興味があって、他都市で地元企業がとっているような事例というのがあれば、ぜひ聞いてみたいというようなお声もいただいております。左下の囲みにありますように、セミナー、勉強会については、事務局やコアメンバーからの意見をもとに企画をつくっていくということでございますし、今後の取組についても適宜実施したセミナー、勉強会の中でのアンケートを踏まえて企画を練っていきなというふうに思っております。

右側の4番の今年度の具体的な取組ということで、1回目の旗上げになりますけれども、9月4日の水曜日午後小杉のコンベンションホールに参加者250から300人ということで大きく狙って開催をしていきたいというふうに考えております。

一つ課題としては、事前のアンケートを2,600社ほどを対象にアンケートをやっているんですけど、130社ほどぜひ参加したいということで手挙げをいただいているんですけども、よく中を分析してみると、市内事業者が10社ほどしかないということが一つ課題ということで、この後、積極的に市内事業者の方に声を届けていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

構成は2部構成で、1部ではプラットフォームの設置の目的、PPPに向けた市の考え方ということをご説明させていただくことに加えて、今後、近々に予定されている川崎市の民活案件もご紹介をさせていただきたいというふうに考えています。

2部ではパネルディスカッションということで、市長出席のもと、民間事業者の方にも加わっていただいて、パネルディスカッションをして、市の財産をどういうふうに使ったら、公有財産の有効活用というような視点でパネルディスカッションをやってみたいと思っていて、できるだけハードルを下げて、こういふことのできるんだというようなことに気づいていただけるような機会にしていきたいというふうに思っております。

最後には交流会ということで、具体的な案件をご紹介しますので、その案件ごとに興味がある方と市の職員と名刺交換または業界同士の名刺交換みたいなことをして、つながりを持っていきたいというふうに考えております。

この後、本市においてはセミナーを今年度もう2回、あと市の職員と地元の企業の方々に向けて勉強会ということをして3回実施していきたいというふうに考えていて、この中でまた地元の方のご意見だとか本委員会

の意見も踏まえて取組を構成していきたいというふうに考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。ただいまの資料7について、また各委員からご意見、ご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

川崎委員

以前ご説明があったかもしれないですけど、この市内業界団体の構成というのは、何となく今お話を伺っている感じだと、ハードに偏っている感じがするんですけど、ソフト面で例えばNPOだとかこの地域の町内会といったところはこの中のメンバーには入っていらっやらないのでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

今の現状を申し上げますと、建設業、電設、空調、塗装、造園関係、あと建築士、測量に加えて、ビルメンテの方にも入っていただいているんですね。それぞれその構成の中には何十社、何百社という形でぶら下がっているので、そこに情報を提供することによって本市の考えや情報を届けていくというようなことを狙っているところがあります。

一旦立ち上げをしましたけれども、この後、取組を進める中で拒むものではございませんので、メンバーについては適宜また検討を加えていきたいと思っております。

川崎委員

ぜひやっぱりそういう広がりを展開していかないと、なかなかこの+αのところまで浸透していかないのかなという気がしますので、どういうふうにやっていけばいいのか難しいところではあるんですけども、まずはというところなんだろうが、横展開というか、裾野を広げるということを期待したいと思います。

安登会長

ありがとうございました。日本政策投資銀行の名前が出ていますので、足立委員から何か補足的なことがありましたら。

足立委員

うちのチームのメンバーを事務局に加えていただいているとのことで、ありがとうございます。

前回もちょっと申し上げたかもしれませんが、今回は川崎市として非常にレンジを広げて志を高く持って取り組んでいかれる中で、プラットフォームについても、私の理解では、例えば初回は公有財産利活用とか、次はソフトとか、全方面でやっていくということだと理解しています。ただ、そういう中で、今年度は内閣府とタイアップをされているとのことなので、ソフトだとかほかのいろんな幅広い官民協働のプラットフォームについては、もしかしたら内閣府のそれとは別の枠組みでやったほうがいいような場面も出てくるのかもしれないなと思っています。仮に内閣府のプラットフォームがPFIの案件形成主眼のものに比較的寄った形のものになるとすると、川崎市のやりたい大きなプラットフォームがまずトーナメント表の一番上にあって、その下に幾つか分科会的なプラットフォームがぶら下がり、PFIの案件形成主眼プラットフォームは分科会の1つ、というような整理がもしかしたら必要になるような場面も出てくるのかもしれないなと思ってちょっと拝見していました。

もし、そうではなく、内閣府としても川崎市のレンジの広い取組を全面的に支持していただいているということであれば、大変素晴らしいことと思いますが、ちょっとその点が気づきます。

以上です。

安登会長

事務局からありますか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

内閣府さんは昨年度来から協議をさせていただきながら取組を進めております。一定程度私たちの狙いもお伝えしているところですので、理解をいただけているかなというふうに思っているところでございますけれども、PFIの案件形成についてはやはり言われておりますとおりで、少し運用の仕方についてはしっかりと協議しながら、委員のご意見も踏まえながら対応を進めていきたいと思っております。

安登会長

ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員

先ほどセミナーの募集をかけたところ市内企業が少なかったという話があったかと思うんですけども、今後、10月、12月、3月に実施予定の勉強会は地元企業にご相談するとお伺いしていて、地元企業の想定でお伺いしていて、その地元企業というのものもある程度顔は想定がついている状態なんですか。それともまだこれから。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

やはりこのコアメンバーの方々は、今話が出たところの団体さんには呼びかけをしようと思っていて、このセミナーはアンケートを5月にとったときの取組では10社だったんですけども、コアメンバーの方々も、その会合を皆で参加できるようなセミナーの日にしたから皆で参加するよというふうに言ってくれているので、やはりこのメンバーに加えたことによって、私たちのことをどういうふうに考えているのかなということを気にくださっております。コアメンバーの方々に加えて市内の事業者の方々に広く様々なチャンネルを使って広報し、まちづくり局で持っている会議だったり経済労働局で持っている会議だったりそういう可能性があるところには呼びかけをしようと思って加わっていただいて、しっかりとこの勉強会をやるからには集めて実施をしていきたいと思っております。

伊藤委員

初回の勉強会のテーマとかって何となくまだ広報とかはもう少し先の話ですかね。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

初回を9月末から10月に予定しておりますけれども、一定程度PPP・PFI協会などから全般的なことをまず教えていただいて、2回目、3回目のところで具体的な案件の話、地元の方でとった方の話を聞いたりだとか、少し構成を考えて、よく練り込んで取組を進めていきたいというふうに思っています。

事務局

補足させていただくと、やっぱり最初の入り口をいきなり何か技術的な話だとか、あと敷居を高くすると、もうその時点でちょっとそれ以降参画するのをちょっと拒まれてしまうようなところもあって、まず公共に今こういった課題があって、そこに今、他都市の事例で言えば地元企業さんがこうした形でかかわって活発に取り組まれているというところの少し事例も紹介するんですけども、そこをなぜ今公共にそういったものが求められているのかということ非常にわかりやすくというか、もう本当に簡単な形で、その課題を事業者さんと一緒に共有するというような、ちょっと本当に下のレベルのところから少し始めていって、徐々にまずは機運を高めるといいますか、まずそういった取組が必要かなと思っておりますので、1回目はまずそういった取組をやらせていただいて、またそこでいろんな多分ニーズ、こういったことを知りたいとか、もっとこういった部分を理解したいというニーズがあれば、それをお伺いしながら2回目、3回目という勉強会につなげていきたいなというふうに思っております。

伊藤委員

今お伺いした勉強会の最初の方向性はとてもいいと思います。事例をたくさん入れて、それでそれをできるだけこの勉強会でそんなに大勢では、このセミナーほど大人数ではないと思いますので、それは直接川崎市のずっと考えている哲学と一緒に伝えることで伝わるものがあると思いますので、それをやっていくのがまずいいのかなと思います。最初はこの施設ハード面になってしまうと思うんですけども、ハード面を広げていくのに大事だと思いますので、それでぜひ進めていっていただきたいと思います。

安登会長

ありがとうございました。プラットフォームの取組みは非常にいいと思います。やはり業者の方にちゃんと来ていただいて、先ほども言いましたが、何とかリースとか何とかキャピタルとか何とか建設とかそういう企業の方も参加されると思うので、ぜひここで名刺交換をやっていただいて、その存在を知っていただいて、多くの方に参加してもらいたいと思います。

それから足立委員がおっしゃったように、確かに内閣府はPFIを活性化したいということで、こういうプラットフォームを促進しておられますけれど、先ほどからお伺いしていますように川崎さんのプランというのはもう少し志が大きいので、第3部ではないですけども、そういった公民連携の取組みをもう少し幅広くやっておられることも知ってもらって、ぜひ周知していただきたいと思います。

こういったパネルとかそういうことをやられるわけですけども、ぜひ他地域の事例紹介といったものや、地元企業で成功された事例とかを紹介していただきたいです。多分一発で大成功するということはないと思うので、苦勞も失敗もしておられると思います。その辺も非常に役に立つと思いますので、先行事例的なことを聞く機会というのがあれば、ああ、自分たちもできそうかなとか判断されると思うので、そういうものを取り入れていただけるとありがたいなと思います。これは私の意見です。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

そのように対応していきたいと思っております。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、大分時間も遅くなりましたけれども、次第の1の(8)ですね。本委員会に関連する庁内会議または附属機関について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料8をごらんください。川崎市民間活用推進委員会に関連する庁内会議または附属機関についてということでございますが、前回の委員会の中で、この今ご議論いただいている民間活用推進委員会で決めたこと、これがまた別の附属機関なんかでちょっと決定しなければならないものなのかどうなのかというようなことで、関連しそうな会議がほかにあると思うので、その中の関係性を少し整理していただきたいという、そういったところを踏まえてつくった資料でございます。

全部はご説明いたしません、1枚目でございます。ポイントが一番左側の政策調整会議という会議でございます。こちら庁内会議でございますが、市政の基本方針、重要政策を最終的に決定する場ということで、出席者としては市長、副市長、その他主要局長が出席し、全体の政策的な調整を図って、最終的な市としての意思決定を行う場ということでございます。

それからこのホチキス留めの資料の3枚目をごらんください。2枚目は飛ばしまして恐縮でございます。3枚目でございます。3枚目の真ん中でございます。川崎市行財政改革委員会というものがございまして、ハッチングをかけている部分でございます。こちらは附属機関でございまして、会議の役割でございますが、行財政改革の着実な推進を図るため改革について意見を聞くことを目的に設置ということでございます。行革全般について意見を述べる場ということでございますので、民間活用についてもこのカテゴリーに入ること。それからこの民間活用推進委員会の設置に当たっても、こちらのほうに報告をしているというような、そういった経過もございまして。

こういったところを踏まえまして、最終的に同じページの右側でございます。今年度のイメージということで、各会議体での連携の考え方を整理しております。この右側の縦のラインを一度ごらんいただければと思いますが、まず庁内検討会議と一番上でございますが、こちら我々でこの新たな方針をつくるために庁内で会議を立ち上げておりますので、ここで議論した内容、これを民間活用推進委員会のほうにお諮りしていくと。ここで最終的に何か決定されたというものがあれば、それを踏まえて川崎市として取りまとめを行って、民間活用調整委員会あるいは企画調整連絡会議、これは最終的な意思決定の前の前さばきの会議というふうにご理解いただいて結構でございます。ここで調整を行って、最終的に政策・調整会議に諮って最終的に市として意思決定を行って、新たな民間活用がスタートするというような建てつけとなっております。

それからもう一つご紹介した行財政改革委員会につきましては、この川崎市民間活用推進委員会の左側に左右に矢印が出ておりますが、この中で段階的に検討状況について報告をしながら、必要に応じて、ご意見等が出ればフィードバックをして、その意見を踏まえた検討も進めていきたいというふうにご考えております。

その他関連するような会議につきましては、少し間接的なかわり方ということでございますので、庁内で考え方を共有しながら取組を進めていくというようなことで考えております。

関係性につきましては以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。ただいま資料8の庁内の体制の話なんですけれども、ごらんいただいて、いかがでしょうか。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、何か気づかれたことがございましたら。

さまざまなプロジェクトを管轄しているセクションがあるんですけれども、民間活用という一つの問題意識といいますか、そういう観点から全体を眺めているということですね。

事務局

そうですね。今回、新たな方針をつくるために今、ご議論いただいていること、それがどういう流れで最終的に外に出ていくのかという、そのイメージをお示しさせていただいたところです。

安登会長

わかりにくいところございますか。

川崎委員

最初の問題、資料1だったかな、3だったかと思うんですが、保井先生のご指摘というのは、恐らく例えば2枚目の指定管理者選定評価委員会みたいなものが各局にあって、それぞれがばらばらの評価をやっているというのであれば、ある意味で事務手続が煩雑になったりというようなことが恐らくあるんだろうと。こういうところを洗い出して整理統合して、それぞれでやるべきことと共通化できるところというのを分けて、この手続の煩雑性みたいなのを簡素化していくということが必要なんじゃないかということだというふうに私は理解をしておりますので、そういった意味でこういった資料が用意されたのかなと思います。

安登会長

保井委員のご質問は多分2枚目の裏側のことですよね。事務局から何かございますか。

事務局

今、現状、こういう形になっているというちょっと整理をさせていただいていますので、委員からご指摘あるいは手続の煩雑さであるとか、ご覧になられてわかるように、会議体が非常に多いという形になりますので、そこら辺はちょっと効率的なやり方があるのかどうかというのは今後運用の中で検討するタイミングはあるのかなというふうに考えています。

安登会長

よろしいでしょうか。ただいま資料8についてのご説明をいただきました。

大分時間もたちまして、随分多くのご指摘をいただいたと思っております。

それでは、きょうのコンテンツに関する議論としては資料8までということになります。

続きまして、(9)ですけれども、今後の審議の進め方についてご報告をお願いします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それじゃあ私のほうからご説明させていただきます。資料9をごらんいただきたいかと思えます。

今後の審議の進め方でございますけれども、当初皆様にご提示した審議項目7項目でございましたが、1回目の会議を受けて2項目追加をさせていただいて、現在、9項目という形で整理をさせていただいております。

本日、約半分ぐらいの審議をしていただきましたが、下の表でございます次回は9月5日に予定をしておりますが、残りの8項目までのもの、審議事項8までのものについては一定程度、次回の9月5日のところでご議論いただけるように準備をしていきたいというふうに思っております。

それを踏まえて12月に4回目の委員会で一定程度の中間取りまとめができるように進めていきたいというふうに思っていて、年明けにはパブリックコメントに移っていききたいというふうに考えております。年度末の最終的な方針策定につなげていきたいというふうに思っておりますので、この後こういった形で作業を進めさせていただきたいと思えます。

また8月末には事前のご説明などさせていただく機会を持たせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

安登会長

資料9についてご説明をいただきました。今後の審議の進め方ですけれども、これは事前にごらんになってきたと思いますけれど、いかがですか。また事前にご説明をいただけるということですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今日審議すべき事項はこれで全て終了したと思いますので、進行につきましては事務局にお返しいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。

次回、第3回は9月5日9時半ということで予定をしておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

またその前に、検討状況について個別にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、あわせてご協力のほどよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。